

令和3年4月1日

お客さま各位

さがみ信用金庫

NISAの新規開設時のお手続き方法一本化に伴う「非課税口座約款」改定について

平素は、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、制度改正によりNISA（投資信託の非課税口座）の新規開設時のお手続き方法が一本化されました。

それに伴い、「さがみ信用金庫 非課税口座約款」を改定させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、既に当金庫でNISA開設済みであるお客さまに影響はございませんので、引続き当金庫のご利用を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

記

1. NISAの新規開設時のお手続き方法一本化について

従来、NISA（投資信託の非課税口座）の新規開設手続きには以下の2つの方法がありましたが、今後は制度改正により、①の手續方法のみとなります。

- | |
|---|
| <p>① 税務署に開設可能であるか確認せずにお取扱いする方法
（即日開設可能ですが、他金融機関と競合した場合に開設が取消されてしまう可能性がございます。）</p> <p>② 税務署に開設可能であることを確認のうえでお取扱いする方法</p> |
|---|

2. 本件に伴う約款の改定について

「さがみ信用金庫 非課税口座約款」を、上記制度改正に対応した内容に改定しましたので、ご一読いただきますよう、お願い申し上げます。

3. その他

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

改定後の規定は、[こちら](#)をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

以 上